

法人県民税（法人税割）の超過課税 適用期限延長のお知らせ

山 口 県

県税につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、法人県民税の法人税割について超過課税を実施し、昭和51年2月1日から令和8年1月31日の間に終了する事業年度分について適用してきたところです。

引き続き社会福祉及び教育・文化・スポーツ施策の充実を図るため、「山口県税賦課徴収条例」の一部改正を行い、さらに5年間（令和13年1月31日まで）超過課税の適用期限を延長しました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

● 超過課税の概要

| | |
|-------|--|
| 超過税率 | 令和元年9月30日以前に開始する事業年度：4.0% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度：1.8% |
| 適用期限等 | 令和13年1月31日までの間に終了する各事業年度の法人税割 |
| 適用要件 | 次の①から③のいずれかに該当する場合、超過課税が適用されます。 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社 ③ 法人税割の課税標準となる法人税額が年1千万円（仮決算による中間申告の場合は5百万円）を超える法人 |

※ 適用要件に該当しない場合は、以下の税率（標準税率）が適用されます。

- ・ 令和元年9月30日以前に開始する事業年度：3.2%
- ・ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度：1.0%

◆ お問い合わせ先 ◆

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------------------|---|--------------|
| 岩国県税事務所 | 〒740-8516 岩国市三笠町1丁目1-1 | 0827-29-1504 |
| 柳井県税事務所 | 〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3 | 0820-23-2121 |
| 周南県税事務所 | 〒745-0004 周南市毛利町2丁目38 | 0834-33-6416 |
| 山口県税事務所 | 〒753-0064 山口市神田町6-10 | 083-925-5751 |
| 宇部県税事務所 | 〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50 | 0836-21-2112 |
| 下関県税事務所 | 〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1 | 083-223-7194 |
| 萩県税事務所 | 〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1 | 0838-25-9874 |
| 税 務 課 《ホームページ》 | 〒753-8501 山口市滝町1-1 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/index/ | 083-933-2277 |

（裏面もご覧ください。）

やまぐち森林づくり県民税 実施期間延長のお知らせ

山口県

県土の7割を占める森林は、山地での災害防止をはじめ、水源のかん養や快適な生活環境の形成など、多面的な機能を有しており、その働きを通じ、県民の暮らしや産業活動に様々な恩恵をもたらしています。

県では、こうした県民共有の財産である森林を、健全な姿で次世代へ引き継ぐため、「やまぐち森林づくり県民税」を活用し、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採等を計画的に実施するとともに、地域において様々な森林づくり活動に取り組むボランティア団体を支援するなど、県民参加の森林づくりを積極的に推進してきました。

第4期実施期間の最終年度である令和6年度に、事業実績を検証した上で、「やまぐち森林づくり推進協議会」や、アンケート調査等により県民の皆様の皆様のご意見を伺いながら検討を行った結果、実施期間を5年間延長することとしました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

● やまぐち森林づくり県民税の概要

やまぐち森林づくり県民税は、県民税均等割額に一定額を加算して納めていただきます。

| | | | | |
|-----------------|---|--|---------|----------|
| 納める方 | 【個人】 県内に住所がある方、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方 【法人】 県内に事務所、事業所を有する法人等 | | | |
| 納める額 (加算する額) | 【個人】 年額 500円 | 【法人】 年額 1,000円～40,000円 (県民税均等割額の5%相当額) | | |
| | 資本金等の額 | 県民税均等割額 | 加算する額 | 納付する額 |
| | 50億円超 | 年額 800,000円 | 40,000円 | 840,000円 |
| | 10億円超～50億円以下 | 年額 540,000円 | 27,000円 | 567,000円 |
| | 1億円超～10億円以下 | 年額 130,000円 | 6,500円 | 136,500円 |
| | 1千万円超～1億円以下 | 年額 50,000円 | 2,500円 | 52,500円 |
| 1千万円以下 | 年額 20,000円 | 1,000円 | 21,000円 | |
| 実施期間 | 【個人】 平成17年度分から令和11年度分までの間 【法人】 平成17年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する事業年度分 | | | |

● やまぐち森林づくり県民税の使途

森林の活力再生に向け、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採の継続、多様な主体による里山等の整備を推進するとともに、県民が森林と関わり合う仕組みづくりや情報発信に取り組めます。

森林機能回復対策

- 奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、強度な間伐を実施し、林内植生の回復を促進させ、健全な森林へ誘導

繁茂竹林対策

- 繁茂・拡大した竹林及び伐採後の再生竹の除去等を行い、自然林への更新を誘導

里山等の整備支援

- 県民生活に身近な集落周辺の森林を、地域住民等が主体となり再生・保全する取組を支援

森林づくり活動人材の確保・育成

- 森林づくり活動スタートアップ研修や地域でのボランティアミーティングの実施による人材の確保・育成の促進

里山活動団体の強化や地域の核団体の育成支援

- 地域での里山活動団体の交流、広域的な森林づくり活動等への支援

イベントや多様な媒体を活用した情報の発信

- 県下各地で開催されるイベントやSNS、動画等を活用した普及啓発

◆ お問い合わせ先 ◆

| 税の仕組みに関すること | 税の使途に関すること |
|--|--|
| 総務部税務課 TEL 083(933)2277 ホームページ https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/shinrin/shinrin.html | 農林水産部森林企画課 TEL 083(933)3464 ホームページ https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/106/22711.html |